

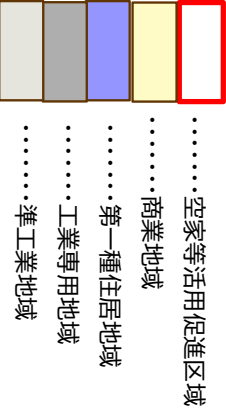
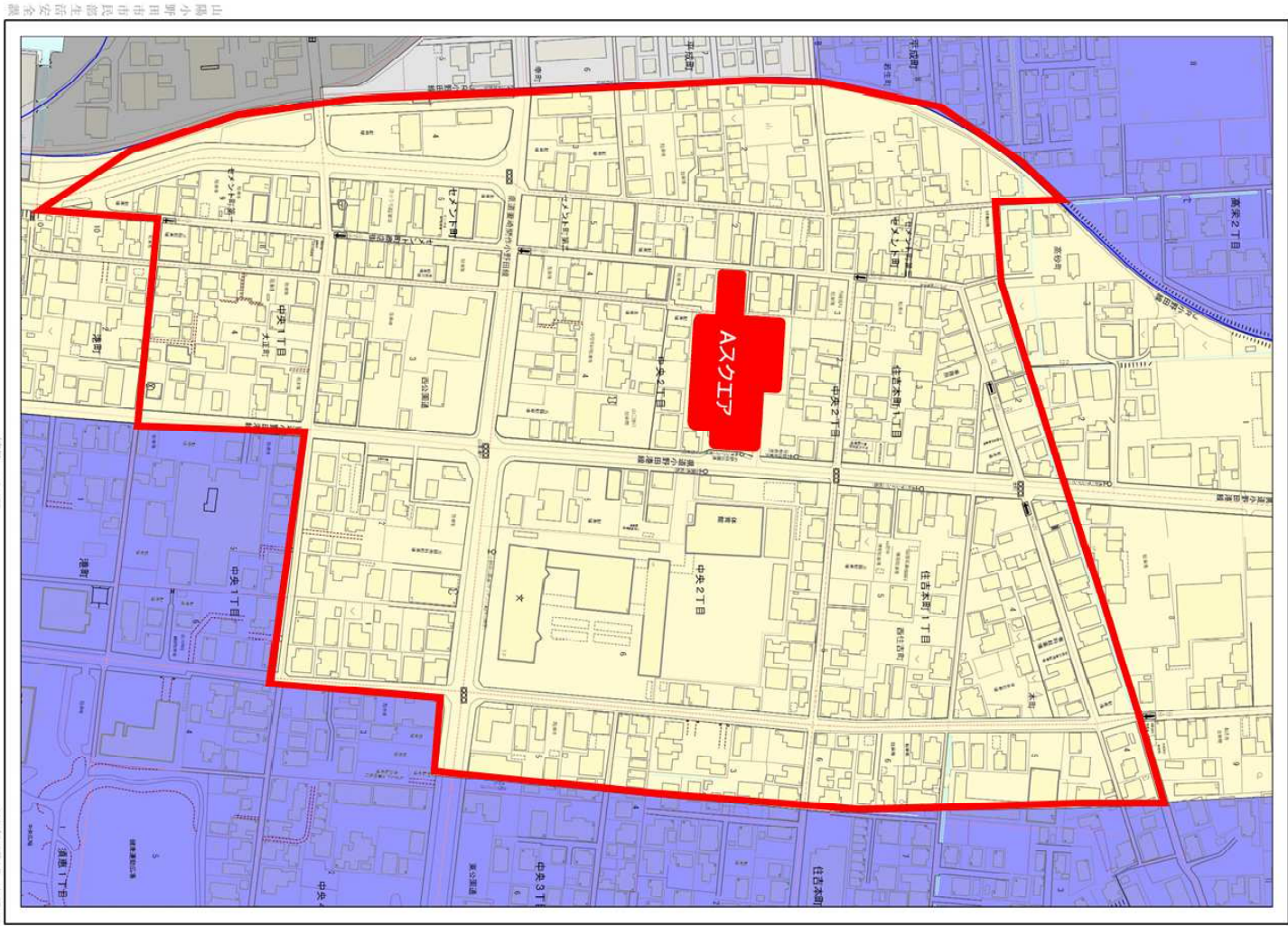
空家等活用促進区域に関する 報告について

山陽小野田市空家等対策協議会
令和8年7月30日

1. 空家等活用促進区域図
2. 市内空家等対策委員会について
3. 空き家家財道具等処分費補助金について
4. 活用促進区域における現況について
5. 活用促進区域及び空家等跡地活用促進事業補助金の
周知及び相談体制について

空家等活用促進区域図

空き家対策管理支援システムSOMMB



- 水色表示 情報開示同意あり
- 緑色表示 ※意向未提出の空き家 (同意が得られていないため非開示)
- 赤色表示 不動産業者仲介がある空き家
- × 解体済
- × 居住中(アンケート結果による)

市内空家等対策委員会について

令和8年度 山陽小野田市市内空家等対策委員会(第1回)

○開催日

令和8年5月20日(水) 山陽小野田市役所 大会議室B

○議題

(1)空家等活用促進区域の現状について

(2)空家等活用促進区域の活用実績向上に向けた方策について

※設置目的

市内に存する空家等に関する対策(以下「対策」という。)について具体的に検討し、関係各課が連携協力しながら対策を推進するため、山陽小野田市市内空家等対策委員会を設置する。

意見	意見に対する見解
・補助制度を設けただけでは、空き家活用はなかなか進まないのでは、市としてどこまで関与するのかを検討した方がよいのではないかと。 ・所有者との交渉や改修費負担などのハードルが高く、より踏み込んだ構想が必要ではないかと。	現時点では活用相談自体が多くないため、まずは活用可能な空き家を増やすこと、不動産業界等への周知を進めることが必要と考えている。合同会社が所有者と利用希望者の間に入り調整している市もあり、市が間に入ることはできないが民間企業であれば調整できる。
・情報発信方法の見直し、不動産業者からの意見聴取が必要ではないかと。 ・除却後の店舗利用以外も含めた柔軟な活用可能性を検討してはどうか（自販機、シェアハウス、駐車場）。	情報発信については、ホームページの掲載だけでは十分でないと考えており、不動産業者関連2団体にチラシを持参し周知依頼している。跡地活用を検討している人に届いていない可能性があるため、不動産業者から意見聴取の場をもち、制度活用において何がネックになっているか等を聞いていきたい。

空き家家財道具等処分費補助金について

空き家家財道具等処分費補助金交付要綱の改正

(改正理由)

現要綱では、空き家バンクに登録された空き家の所有者等による居住に供される空き家での家財道具等の処分に要する経費のみを補助対象としており、空家等活用促進区域における店舗等に残存する家財等の処分は対象外であるため、跡地活用を推進する上で家財の処分は大きな負担となり、跡地活用が進まない一因となっている。よって、空家等活用促進区域におけるにぎわいを醸成することに寄与するため、補助対象者及び所要の規定について改正する。

(改正要点)

従来の補助交付要件を維持しつつ、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱に規定する申請者を交付対象に追加する。

※山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱

第4条 補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 補助対象空家等の所有者等又は跡地活用しようとする者(法人又は自治会等の任意団体(市長が認めるものに限る。)を含む。)であること。
- (2) 所有者等が複数いる場合又は跡地活用しようとする者の場合は、当該補助対象空家等の所有者全員から補助対象空家等の除却について同意を得ていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助対象事業に係る契約をしないこと。

(現況)

市関係課と協議及び詳細について調整中。今年中を目途に要綱施行を検討。

活用促進区域における現況について

活用促進区域の現況として、建物の除却(空き家含む)及び住宅建設が見受けられる。
令和8年1月には空き店舗リニューアル補助金の交付を決定している。

山陽小野田市空き店舗リニューアル補助金

・内容

本市の商業の振興及び商店街の活性化を図ることを目的として、市内の指定地区に存在する空き店舗等をリフォームして事業を開始するものに対し補助するもの

・補助金交付額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。

前項の交付額は、1件につき50万円を上限とする。ただし、指定地区のうち旧セメント町商店街周辺地域については100万円を上限とする。

・担当課 商工労働課

活用促進区域及び空家等跡地活用促進事業 補助金の周知及び相談体制について

現状では、市広報掲載による周知、そして不動産の団体2団体及び小野田商工会議所に促進区域の概要及び制度の主旨説明を行い、相談があった場合には補助金の紹介をしてもらうとともに、市に情報提供してもらうよう依頼している。空き家所有者と活用希望者のマッチングをするよう努めているところではあるが、相談が少ない。



現在実施している周知を継続し、跡地活用を検討している人に情報が届くような新たな周知方法について検討する。また、不動産業者から制度活用において何がネックになっているか等を聞き取りすることにより、周知・相談体制の見直しを図る。

空家活用促進区域における 空き家所有者・活用希望者と市の取組みフロー

空家等活用促進区域内では、市が中心となり、空き家所有者と活用希望者へのサポートを実施しています。関係課と連携した相談体制や補助金制度案内から、所有者との連絡、活用希望者とのマッチングに至るまでの一連の流れになります。

